

地域計画

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	— (—)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	小矢部市 (162094)
地域名 (地域内農業集落名)	宮島地区 (屋波牧、下屋敷、岩崎、宮中、原牧、糠子島、高坂、森屋、菅カ原、清原、二ノ滝、別所滝、北屋敷、名ヶ滝、矢波、了輪、嶺)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	135.46 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	62.08 ha
② 田の面積	93.95 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	41.51 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	16.52 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.00 ha
(参考)区域内における65才以上の農業者(個人)の農地面積の合計	19.58 ha
うち後継者不在の農業者(個人)の農地面積の合計	11.55 ha
(備考)・遊休農地面積1.12ha(1号遊休農地)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における65才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・65才以上の農業者のうち後継者不在の農地面積が、屋波牧集落で0.64ha、下屋敷集落・高坂集落(高屋敷)で1.72ha、岩崎集落で0.89ha、森屋集落・二ノ滝集落・北屋敷集落(三ヶ村)で3.78ha、名ヶ滝集落で2.53ha、了輪集落で1.61ha、嶺集落で0.37haの合計11.55haあるが、「⑤今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積」は0haとなっており、新たな農地の受け手の確保が必要である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・米等の土地利用型作物以外に、ソバ等の転作作物の生産に取り組む。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

屋波牧集落の農地利用は、農業を担う者である1経営体が担っている。集落は中山間地区であるが、中山間地域直接払制度を活用しておらず、耕作放棄地が発生していることが喫緊の課題となっており、中間管理機構を利用した農地の担い手の確保を進めていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。また、鳥獣害の被害が発生しており、被害防止も喫緊の課題となっている。

下屋敷集落の農地利用は、農業を担う者である1経営体が担っている。集落は中山間地区であるが、中山間地域直接払制度を活用しておらず、耕作放棄地が発生していることが喫緊の課題となっており、中間管理機構を利用した農地の担い手の確保を進めていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。また、多面的機能支払制度を活用した施設維持活動を継続して支援していく。本地域では、鳥獣害の被害が発生しており、被害防止が喫緊の課題である。

岩崎集落の農地利用は、農業を担う者である1経営体が担っている。本地域は中山間地域であり、現在、中山間地域直接払制度を活用して、耕作放棄地の発生防止を行ってはいるものの、耕作条件が不利なことから耕作放棄地の増加に歯止めがかかっていないため、中間管理機構を利用した農地の担い手の確保を進めていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。また、多面的機能支払制度を活用した施設維持活動を継続して支援していく。本地域では、鳥獣害の被害が発生しており、被害防止が喫緊の課題である。

宮中集落の農地利用は、農業を担う者である1経営体が担っている。本地域は中山間地域であり、現在、中山間地域直接払制度を活用して、耕作放棄地の発生防止を行ってはいるものの、耕作条件が不利なことから耕作放棄地の増加に歯止めがかかっていないため、中間管理機構を利用した農地の担い手の確保を進めていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。また、多面的機能支払制度を活用した施設維持活動を継続して支援していく。本地域では、鳥獣害の被害が発生しており、被害防止が喫緊の課題である。

原牧集落の農地利用はない。

糠子島集落の農地利用は、農業を担う者である1経営体が担っている。本地域は中山間地域であり、現在、中山間地域直接払制度を活用して、耕作放棄地の発生防止を行ってはいるものの、耕作条件が不利なことから耕作放棄地の増加に歯止めがかかっていないため、中間管理機構を利用した農地の担い手の確保を進めていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。また、多面的機能支払制度を活用した施設維持活動を継続して支援していく。本地域では、鳥獣害の被害が発生しており、被害防止が喫緊の課題である。

高坂集落の農地利用は、農業を担う者である1経営体が担っている。集落は中山間地区であるが、中山間地域直接払制度を活用しておらず、耕作放棄地が発生していることが喫緊の課題となっており、中間管理機構を利用した農地の担い手の確保を進めていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。また、鳥獣害の被害が発生しており、被害防止も喫緊の課題となっている。

森屋集落の農地利用は、農業を担う者である1経営体が担っている。集落は中山間地区であるが、中山間地域直接払制度を活用しておらず、耕作放棄地が発生していることが喫緊の課題となっており、中間管理機構を利用した農地の担い手の確保を進めていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。また、鳥獣害の被害が発生しており、被害防止も喫緊の課題となっている。

菅カ原集落の農地利用はない。

清原集落の農地利用はない。

二ノ滝集落の農地利用は、農業を担う者である1経営体が担っている。本地域は中山間地域であり、現在、中山間地域直接払制度を活用して、耕作放棄地の発生防止を行ってはいるものの、耕作条件が不利なことから耕作放棄地の増加に歯止めがかかっていないため、中間管理機構を利用した農地の担い手の確保を進めていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。また、鳥獣害の被害が発生しており、被害防止が喫緊の課題である。

別所滝集落の農地利用は、農業を担う者である1経営体が担っている。集落は中山間地区であるが、中山間地域直接払制度を活用しておらず、耕作放棄地が発生していることが喫緊の課題となっており、中間管理機構を利用した農地の担い手の確保を進めていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。また、鳥獣害の被害が発生しており、被害防止も喫緊の課題となっている。

北屋敷集落の農地利用は、農業を担う者は存在しない。集落は中山間地区であるが、中山間地域直接払制度を活用しておらず、耕作放棄地が発生していることが喫緊の課題となっており、中間管理機構を利用した農地の担い手の確保を進めていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。また、鳥獣害の被害が発生しており、被害防止も喫緊の課題となっている。

名ヶ滝集落の農地利用は、農業を担う者は存在しない。集落は中山間地区であるが、中山間地域直接払制度を活用しておらず、耕作放棄地が発生していることが喫緊の課題となっており、中間管理機構を利用した農地の担い手の確保を進めていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。また、鳥獣害の被害が発生しており、被害防止も喫緊の課題となっている。

矢波集落の農地利用は、農業を担う者である2経営体が担っている。本地域は中山間地域であり、現在、中山間地域直接払制度を活用して、耕作放棄地の発生防止を行ってはいるものの、耕作条件が不利なことから耕作放棄地の増加に歯止めがかかっていないため、中間管理機構を利用した農地の担い手の確保を進めていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。また、多面的機能支払制度を活用した施設維持活動を継続して支援していく。本地域では、鳥獣害の被害が発生しており、被害防止が喫緊の課題である。

了輪集落の農地利用は、農業を担う者である1経営体が担っている。本地域は中山間地域であり、現在、中山間地域直接払制度を活用して、耕作放棄地の発生防止を行ってはいるものの、耕作条件が不利なことから耕作放棄地の増加に歯止めがかかっていないため、中間管理機構を利用した農地の担い手の確保を進めていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。また、多面的機能支払制度を活用した施設維持活動を継続して支援していく。本地域では、鳥獣害の被害が発生しており、被害防止が喫緊の課題である。

嶺集落の農地利用は、農業を担う者である1経営体と一部個人農家が担っている。本地域は中山間地域であり、現在、中山間地域直接払制度を活用して、耕作放棄地の発生防止を行ってはいるものの、耕作条件が不利なことから耕作放棄地の増加に歯止めがかかっていないため、中間管理機構を利用した農地の担い手の確保を進めていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。また、鳥獣害の被害が発生しており、被害防止が喫緊の課題である。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	40.8 %	将来の目標とする集積率	40.8 %
--------	--------	-------------	--------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

・貸付け等の意向が確認された農地3.88haについて、農業の担い手である営農組合法人、認定農業者を中心に集約化を進めていく。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとすべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

・地域内の農業を担う者への経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

・農業を担う者が経営難等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて農業を担う者への貸付けを進めていく。

(3) 基盤整備事業への取組

・農業の生産効率の向上等を図るため、農業者の要望を踏まえて、費用に見合った用排水路等の基盤整備に取り組む。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

・認定農業者や新規就農者の確保に努め、市・県・JAと相談体制を確立し、農地の斡旋、技術的指導などの支援を行っていく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

・地域内で農作業の効率化を図るため、防除作業が困難である農業者についてはいなば農業協同組合に委託し、農作業省力化の支援を行う。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①鳥獣被害防止対策について、市有害鳥獣対策協議会会員に所属し、電気柵や恒久柵の設置や点検、害獣の捕獲、追い払い等に積極的に取り組んでいる。今後も協議会と連携しながら活動を継続し、鳥獣被害防止対策に取り組んでいく。

③スマート農業について、県のRTKサービスを活用したドローンによる薬剤散布や自動操舵システム付きの田植機などについて、費用対効果を踏まえながら導入を検討し、農業従事者が不足する状況下でも効率的に作業ができるよう取り組んでいく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和16年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	水稻	22.88 ha	— ha	水稻	22.88 ha	— ha	A	
利用者	B	そば	2.62 ha	— ha	そば	2.62 ha	— ha	B	
利用者	C	水稻	11.00 ha	— ha	水稻	11.00 ha	— ha	C	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	3経営体		36.50 ha	0 ha		36.50 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	いなば農業協同組合	防除・刈取り作業	水稻

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

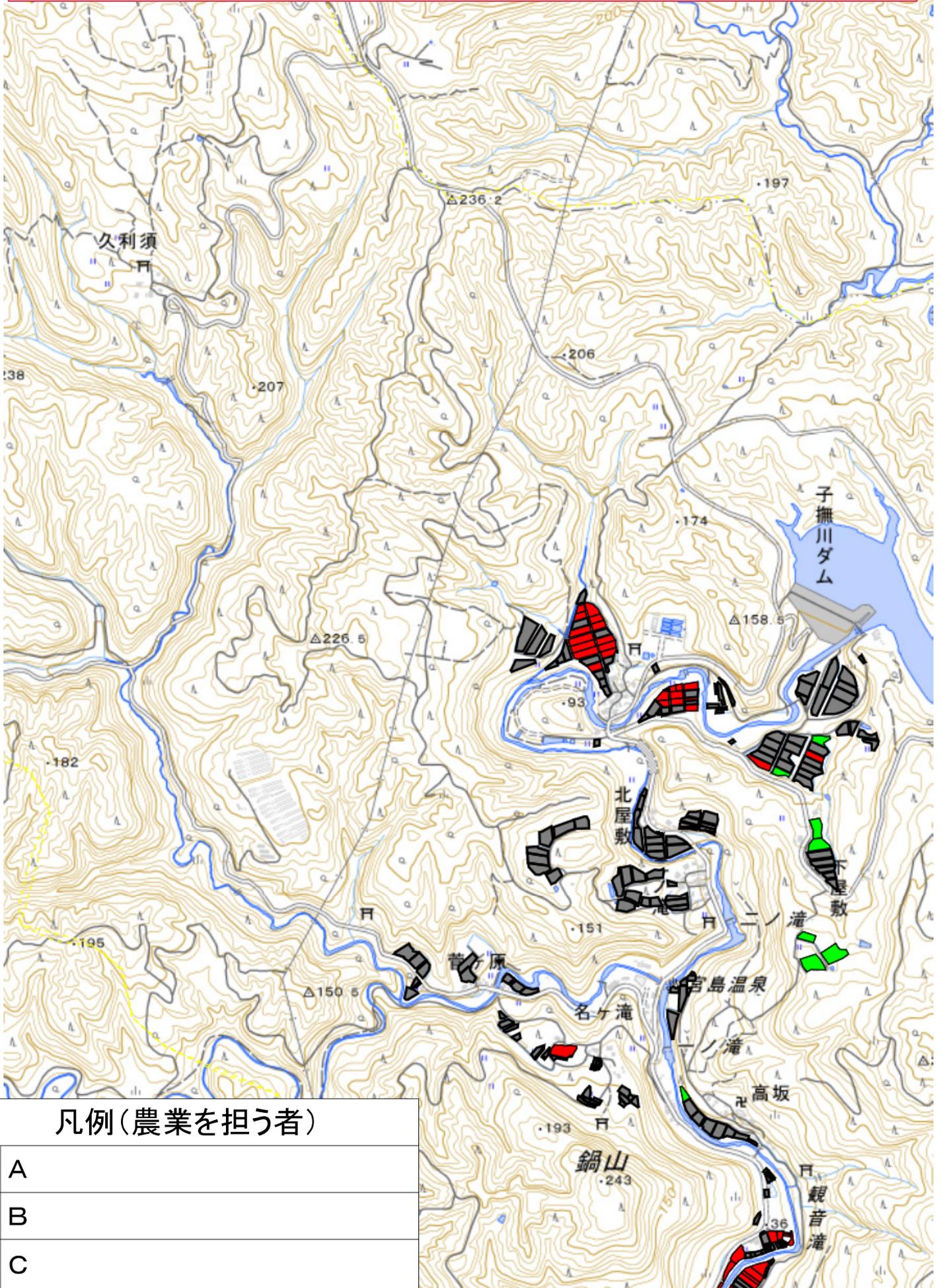
(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

「地域計画」 宮島地区目標地図 その1



凡例(農業を担う者)

	A
	B
	C
	今後検討・その他

